

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に基づく随意契約に関する公表について

御浜町契約規則第 11 条第 2 項の規定に基づき、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号による随意契約（障害者支援施設等、シルバー人材センター、若しくは母子福祉団体から役務の提供を受ける場合又は障害者支援施設が製作した物品を買い入れる場合のもの）を適用し契約するものに係る企画課所管の契約締結前及び契約締結後に関する情報について、以下のとおり公表します。

契約締結前					契約締結後		備考
番号	件名	契約締結予定時期	契約内容	資格要件	契約相手方	契約金額(税込)	
1	草刈り業務	令和 6 年 4 月	七里御浜ふれあいビーチ やしの木広場・芝生広場の草刈り業務（年 5 回）	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に該当するシル バー人材センターであること	一般社団法人 御浜町シルバー人材セ ンター	525,000 円	
2	草引き業務	令和 6 年 4 月	七里御浜ふれあいビーチ 護岸の草引き業務（年 2 回）	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に該当する障害 者支援施設等であること	特定非営利活動法人 南紀会 南紀さんさんワーク	370,700 円	
3	清掃業務	令和 6 年 4 月	七里御浜ふれあいビーチ 駐車場及びその周辺清掃 業務（通年・週 3 回程度）	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に該当する母子 福祉団体等であること	御浜町母子寡婦福祉会	414,491 円	
4	草刈り業務	令和 6 年 4 月	旧ふれあいさくら公園 （三角地部分）草刈り業 務（年 3 回）	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に該当するシル バー人材センターであること	一般社団法人 御浜町シルバー人材セ ンター	150,000 円	
5	剪定業務	令和 6 年 4 月	旧ふれあいさくら公園 （三角地部分）剪定業務 （年 2 回）	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に該当するシル バー人材センターであること	一般社団法人 御浜町シルバー人材セ ンター	140,000 円	